



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 1 日 (金)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (37) (財政課) 7
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する 条例 (38) (人事企画課) 10
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例 (39) (業務効率推進課) 12
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (40) (住宅政策課) 15
	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (41) (〃) 17
	鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (42) (西部総合事務所県民局) 25
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (43) (産業振興総室) 27
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (44) (病院局総務課) 31
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (45) (議会事務局議事調査課) 32

公布された条例のあらまし

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 国から交付された森林整備地域活動支援交付金に係る事業の終了に伴い生じた当該交付金の残額を返還するために必要な経費の財源に鳥取県森林整備地域活動支援基金を充てるため、当該基金の処分事由を改める。
- (2) 東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の保護者等に対する就学等に関する援助を実施するために必要な資金を積み立てるため、鳥取県授業料減免・奨学金基金の名称及び設置目的を改める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県森林整備地域活動支援基金の処分事由に国に森林整備地域活動支援交付金を返還するために必要な経費の財源に充てる場合を加える。
- (2) 鳥取県授業料減免・奨学金基金の名称を鳥取県授業料減免・奨学金等基金に改める。
- (3) 鳥取県授業料減免・奨学金等基金の設置目的に東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助を実施することにより保護者等の経済的負担の軽減を図ることを加える。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員のうち、企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員以外のものに支給される給与について、派遣先機関から支給される報酬の額を踏まえ、当該職員が外務職員であるとした場合に支給されることとなる給与の水準を超えない範囲内で、その支給割合を100分の70未満にも設定できるよう改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 一般の派遣職員には、その派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は報酬の額が低いときに限り、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部（現行 100分の70。報酬の額が低いときは、100分の70を超え100分の100以内）を支給することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 未来づくりの推進とそのための中核であるパートナー県政に関する業務を統轄する組織として、統轄監を未来づくり推進局に再編する。
- (2) 津波対策、原子力防災対策及び豪雪対策の強化並びに災害危機情報の一元化を図るための組織を再構築するため、防災局を危機管理局に再編する。
- (3) 統轄監は、未来づくり推進局を所管し、必要に応じて部局等の総合調整を行う職とする。
- (4) その他所要の見直しを行う。

2 条例の概要

- (1) 統轄監を未来づくり推進局に再編する。
- (2) 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項

- (3) 防災局を危機管理局に再編する。
- (4) 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 防災及び危機管理に関する事項
 - イ 原子力防災対策に関する事項
 - ウ 災害危機情報に関する事項
 - エ 地域の危機対応力の向上に関する事項
 - オ 消防に関する事項
- (5) 行政運営の連絡調整に関する事項を、総務部（現行 統轄監）の所掌事務とする。
- (6) 青少年に関する事項を、福祉保健部（現行 企画部）の所掌事務とする。
- (7) 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて部局等の総合調整を行う統轄監を置く。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 - イ 次の条例について、(2)に伴う所要の規定の整備を行う。
 - (ア) 鳥取県情報公開条例
 - (イ) 鳥取県非営利公益活動促進条例

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 古くから狭い街路に面して建物が建ち並び地域においては、旅館など不特定かつ多数の者が利用する建築物の増築や建替えに係る鳥取県建築基準法施行条例の規制により、地域の歴史文化を継承する街並みの保全、再生及びまちづくりが困難となっていることから、一定の要件を満たす区域において、これらの規制を緩和することができるよう新たな制度を設ける。
- (2) 社会環境の変化に伴い、一戸建ての住宅の敷地と道路との関係に係る規制を緩和する。

2 条例の概要

- (1) 建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の緩和
 - ア 知事は、次に掲げる区域について、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができることとする。
 - (ア) 景観法の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域
 - (イ) 景観法の規定により定められた景観地区
 - (ウ) 都市計画法の地区計画が定められた区域
 - (エ) 建築基準法の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域
 - (オ) 景観法の規定により認可された景観協定の目的となる土地の区域
 - (カ) (ア)から(オ)までに準ずるものとして知事が別に定める区域
 - イ 知事は、アの承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならないこととする。
 - ウ 知事は、アの承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができることとする。
 - エ イは、ウの承認の取消し又は変更について準用することとする。
- (2) 一戸建ての住宅に係る規制の緩和
 - ア 幅員4メートル以上の道路に敷地が3メートル以上接することを要する規制が適用される階数が3以上の建築物から、一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。

イ 一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のものにあつては、出入口を接して設けてはならない道路の幅員を4メートル未満（現行 6メートル未満）とする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
 (4) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について

1 条例の改正理由

オストメイト（人工肛門・人口膀胱保有者）にとっても安心して利用できるような施設のバリアフリー化を進めるため、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（以下「オストメイト対応便房」という。）の設置を義務付ける特別特定建築物の建築の規模を引き下げる等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 便所内に、オストメイト対応便房を設けなければならない特別特定建築物の建築の規模を、その用途に応じて、床面積の合計が100平方メートル以上、200平方メートル以上、500平方メートル以上、1,000平方メートル以上又は2,000平方メートル以上（現行 一律2,000平方メートル以上）とする。
- (2) オストメイト対応便房等を設置する場合には、案内板等を設ける場合を除き、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房が設置されていることを示す標識を設けなければならないものとする。
- (3) 廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設ける義務の例外規定を削除する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 ア 施行期日は、平成24年1月1日とする。
 イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県が管理している鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）について、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

自然歴史館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	自然歴史館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(5) 措置命令	指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 委任	この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。
(7) 施行期日	施行期日は、公布日とする(8)アを除き、平成24年4月1日とする。
(8) 準備行為等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

東日本大震災により被災し事業の実施が困難になっている者及び今後の大規模な災害に備え事業活動の継続性を高めようとする者の本県における工場等の新增設が円滑に行えるようにするため、企業立地事業に対する助成を拡充する。

2 条例の概要

- (1) 企業立地等事業に係る知事の認定の特例の対象にソフトウェア業等を加える。
 (2) 企業立地事業補助金を加算する事業に新たに次の表の左欄に掲げるものを加え、加算額をそれぞれ同表の右欄に定める額(上限10億円)とする。

ア 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額
イ 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者(アに該当する者を除く。)が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額

- (3) 企業立地事業補助金において2以上の加算がなされる場合の加算額の上限は、それぞれの加算額の上限の合計額又は20億円のいずれか低い額とする。
 (4) 施行期日等
 ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平を図るため、県立病院で徴収する分べん料について改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 分べん料の額を次のとおり引き上げる。

区 分		金 額	
		現 行	改正後
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	104,900円	132,500円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	120,800円	155,400円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	136,700円	178,300円

- (2) 施行期日は、平成23年10月1日とする。

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

組織改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会が所管する統轄監を未来づくり推進局に、福祉生活病院常任委員会が所管する防災局を危機管理局に改める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	国から交付される交付金を原資として森林所有者等に対し森林の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入	(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 当該基金の原資として国から交付された	13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	森林所有者等に対し森林の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の多面的な機能を確	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2) (1)のほか、一般会計歳入

	もって森林の有する多面的な機能を確保すること。		歳出予算に計上して基金に積立て	交付金を国に返還するために必要な経費の財源に充てるとき。		保すること。		歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				
30 鳥取県授業料減免・奨学金等基金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。		30 鳥取県授業料減免・奨学金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
	次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。								

<p>(1) 経 済的理 由によ り就学 が困難 な高等 学校の 生徒の 授業料 等の減 免及び 高等学 校等の 生徒に 対する 奨学金 の貸与</p>								
<p>略</p>				<p>略</p>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬（人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する在外公館に勤務する外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）であるとした場合に支給される給与（人事委員会規則で定めるものに限る。）の年額（以下「外務職員給与年額」という。）に満たないときは、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣の期間中、当該外務職員給与年額（派遣先の勤務に対して報酬が支給される場合にあっては、当該外務職員給与年額から報酬年額を減じた額）を超えない範囲内で、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部を支給する。</u></p> <p>2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めると</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人</u></p>

<p>きは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 略</p>	<p>事委員会が認めるときは、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、<u>当該</u>一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>未来づくり推進局</u></p> <p><u>危機管理局</u></p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>行政監察監</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>統轄監</u></p> <p><u>防災局</u></p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>行政監察監</p>
<p>（<u>未来づくり推進局の所掌事務</u>）</p> <p>第3条 <u>未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>広報及び広聴に関する事項</u></p>	<p>（<u>統轄監の所掌事務</u>）</p> <p>第3条 <u>統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>行政運営の総合調整に関する事項</u></p> <p>（3） <u>広報に関する事項</u></p>

(3) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項

(危機管理局の所掌事務)

第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 原子力防災対策に関する事項
- (3) 災害危機情報に関する事項
- (4) 地域の危機対応力の向上に関する事項
- (5) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事項
- (2)～(6) 略
- (7) 文書に関する事項
- (8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 青少年に関する事項
- (9) 略
- (10) 略

(統轄監及び部局等の長)

第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局等の長を置く。

2 部局等の長(以下「部局長等」という。)は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監に

(防災局の所掌事務)

第4条 防災局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住民自治の支援に関する事項
- (2)～(6) 略
- (7) 文書及び広聴に関する事項
- (8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 県民の社会活動の推進に関する事項
- (4) 略
- (5) 青少年に関する事項
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(部局等の長)

第14条 部局等にそれぞれその長(以下「部局長等」という。)を置く。

2 部局長等は、統轄監にあつては統轄監、部にあつては部長、局(防災局を除く。)にあつては局長、

<p>あつては行政監察監とする。</p>	<p>防災局にあつては防災監、行政監察監にあつては行政監察監とする。</p>
<p>3 <u>統轄監は、第1項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行う。</u></p>	
<p>4 <u>部局長等は、第1項の事務を処理するとともに、部局等の所掌事務をつかさどる。</u></p>	<p>3 <u>部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</u></p>
<p>5 <u>部局長等は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>	<p>4 <u>部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第27条中「総務部」を「未来づくり推進局」に改める。

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

3 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「企画部長」を「未来づくり推進局長」に改める。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用区域）</p> <p>第5条 この章の規定は、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内に限り、適用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる区域について、市町村長の申請に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない限りで、この章の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができる。</u></p> <p>（1）<u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域</u></p> <p>（2）<u>景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区の区域</u></p> <p>（3）<u>都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画が定められた区域</u></p> <p>（4）<u>法第73条第1項の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域</u></p> <p>（5）<u>景観法第81条第4項の規定により認可された景観協定の目的となる土地の区域</u></p> <p>（6）<u>前各号に準ずるものとして知事が別に定める区域</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定による承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>知事は、第2項の規定による承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができる。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定は、前項の規定による承認の取消し</u></p>	<p>（適用区域）</p> <p>第5条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。</p>

<p><u>又は変更について準用する。</u></p> <p>(自動車車庫等の出入口と道路との関係)</p> <p>第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員6メートル(一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のものにあつては、4メートル)未満の道路又は勾配の急な坂</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1~3 略</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物(一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。)又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物</p>	<p>(自動車車庫等の出入口と道路との関係)</p> <p>第9条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員6メートル未満の道路又は勾配の急な坂</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <p>1~3 略</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物</p>
---	---

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>（建築の規模の引下げ）</u></p> <p><u>第14条 法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物（公衆便所を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、令第14条第1項第1号（前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計100平方メートル（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを</u></p>

(建築の規模の引下げ)

第14条 別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表の右欄に定める面積(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計が同表の右欄に定める面積以上のもの及び当該規模に満たない特別特定建築物であって、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるものについても適用する。

(便所)

第17条 略

2及び3 略

4 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

5 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(移動等円滑化経路)

除く。)に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第15条 略

(便所)

第17条 略

2及び3 略

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 特別特定建築物の床面積の合計が100平方メートル（公衆便所にあつては、50平方メートル）以上であるとき、及び当該規模に満たない特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1（第14条、第15条関係）

特別支援学校	100平方メートル （令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル）
第13条第1号に掲げる学校（各種学校又は専修学校を除く。）	100平方メートル （令第14条第1項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつ

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他に乳幼児を預かることができる部屋を設ける場合は、この限りでない。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1（第14条関係）

--	--

	ては、2,000平方メートル)		
第13条第1号に掲げる学校 (各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル (令第18条第2項第2号(建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。以下この表において同じ。)に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、令第14条第1項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	学校(各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル
病院又は診療所	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	集会場又は公会堂	500平方メートル
展示場	1,000平方メートル (令第18条第2項第	展示場	1,000平方メートル

	2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル（令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル）		
ホテル又は旅館	1,000平方メートル（令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル）	ホテル又は旅館	1,000平方メートル
公益事業の事務所	1,000平方メートル（令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル）	公益事業の事務所	1,000平方メートル
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル（令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル）		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル（令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル）	共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル

	ル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
公衆浴場	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	公衆浴場	500平方メートル

	2,000平方メートル)		
飲食店	200平方メートル (<u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u>)	飲食店	200平方メートル
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル (<u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u>)	クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル
理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル (<u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u>)	理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル
銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100平方メートル (<u>令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル</u>)		
自動車教習所等	500平方メートル (<u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する</u>	自動車教習所等	500平方メートル

	場合にあつては 2,000平方メー トル)		
車両の停車場又は船舶若しく は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの	100平方メートル (令第18条第2項第 5号に定める基準を 適用する場合にあつ ては、2,000平方メ ートル)		
自動車の停留又は駐車のため の施設(一般公共の用に供さ れるものに限る。)	1,000平方メートル (令第18条第2項第 2号に定める基準を 適用する場合にあつ ては100平方メー トル、同項第5号に定 める基準を適用する 場合にあつては 2,000平方メー トル)	自動車の停留又は駐車のため の施設(一般公共の用に供さ れるものに限る。)	1,000平方メートル
略		略	
公共用歩廊	1,000平方メートル (令第18条第2項第 2号に定める基準を 適用する場合にあつ ては100平方メー トル、同項第5号に定 める基準を適用する 場合にあつては 2,000平方メー トル)	公共用歩廊	1,000平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、自然歴史館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>（1） 自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げるもののほか、自然歴史館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の管理の期間）</u></p> <p><u>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。</u> <u>ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>（開館時間及び休館日）</u></p> <p><u>第5条 自然歴史館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>2 自然歴史館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p>	

<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第6条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為</u></p> <p>2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第7条 指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における<u>指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p>(行為の制限等)</p> <p>第3条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第4条 知事は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第5条 <u>第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、規則で定める。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立自然歴史館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日にされた改正前の鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置しているものが<u>新增設事業を実施する場合における同項第2号ア及びウの規定の適用については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、</u>同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」と、<u>同号ウ中「5人以上」とあるのは「3人以上」とする。</u></p> <p>（補助金の交付等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 <u>平成22年2月1日から平成25年3月31日までの間に</u>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、<u>製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。）</u>が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」とする。</p> <p>（補助金の交付等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。）のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資</u></p>

	<p>産額」という。)に3分の1を乗じて得た額(2億円を限度とする。)を加算した額を上限とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の各号のいずれかに該当するもので知事が特に認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額(前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。次項において同じ。)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)を加算した額を上限とする。</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの(戦略的に推進するものに限る。)に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業</p> <p>(3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業で知事が要綱で定めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額(知事が要綱で定めるものに限る。)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料(知事が要綱で定めるものに限る。)に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)を加算した額を上限とする。</p> <p>6 前3項の規定により企業立地事業補助金の額の加算(以下この項において「特例加算」という。)がなされる場合であって、当該特例加算が2以上なされるとき企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、当該2以上の特例加算それぞれにより加算される額の限度とされる額を合計した額を加算した額を上限とする。</p>		
<p>3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="234 1993 510 2031">1 第2条第1項第2号</td> <td data-bbox="510 1993 790 2031">家屋及び償却資産(二</td> </tr> </table>	1 第2条第1項第2号	家屋及び償却資産(二
1 第2条第1項第2号	家屋及び償却資産(二		

<p>アに掲げる業種に属する事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果の有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>	<p>酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）</p>
<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業 (2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業 (3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>投下固定資産額（1の項に該当する場合には、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
<p>3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業で知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
<p>4 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
<p>5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念され</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に</p>

<p>る地域に工場等を有する者（4の項に該当する者を除く。）が行う 新增設事業で知事が要綱で定めるもの</p>	<p>100分の25を乗じて得たる額の合計額（10億円を限度とする。）</p>	
<p>4 前項の表1の項に該当する場合における第1項の表の右欄に定める額は、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎として算出するものとする。</p>		
<p>5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、同項の表1の項から5の項までの2以上の項に該当する場合における企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、第3項の表の該当するそれぞれの項の右欄に定める額を合計した額又は20億円のいずれか低い額を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、当該初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。</p>		
<p>6 略</p>	<p>7 略</p>	
<p>7 略</p>	<p>8 略</p>	
<p>8 略</p>	<p>9 略</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条の規定は、平成23年3月11日以後に鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第2号の知事の認定を受ける同号の企業立地事業（知事が別に定めるものを除く。）について適用し、当該事業以外の同号の企業立地事業については、なお従前の例による。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
1 略		1 略	
2 分べん料		2 分べん料	
	区 分		区 分
単胎の 場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>	単胎の 場合
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん
略		略	
3～9 略		3～9 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>未来づくり推進局</u>、総務部、行政監察監、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p><u>危機管理局</u>、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>企画県土警察常任委員会 8人</p> <p>企画部、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>統轄監</u>、総務部、行政監察監、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p><u>防災局</u>、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>企画県土警察常任委員会 8人</p> <p>企画部、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。